

起債について

左記のとおり起債するものとする。

記

一 起債金額 金九百参拾萬円也

一 起債目的 公有林整備事業債に充当するため。

一 利率 年壹割以内

一 借入先 農林漁業金融公庫

一 借入時期 昭和三十七年度

財政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を翌年度に繰越して借入れることができる。

一 償還方法 借入先の貸付条件による。

但し、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短

一債還賦源

縮じ若しくは低利債に借換えることができる。

税収その他一般大入

昭和三十七年十二月三日提出

三朝町長 坂出 雅 子

昭和三十七年十二月三日 原案可決

三朝町議会議長

矢田 秀 雄

